

第百八十五回国会 参議院 文教科科学委員会 會議録第七号

平成二十五年十二月五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月三日

辞任

河野 義博君

田村 智子君

藤巻 健史君

十二月四日

辞任

井上 哲士君

中野 正志君

補欠選任

新妻 秀規君

井上 哲士君

中野 正志君

補欠選任

田村 智子君

藤巻 健史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

丸山 和也君

石井 浩郎君

橋本 聖子君

柴田 巧君

委員

上野 通子君

衛藤 晟一君

中曾根弘文君

二之湯武史君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

新妻 秀規君

矢倉 克夫君

松沢 成文君

田村 智子君

藤巻 健史君

衆議院議員

議長

議員

塩谷 立君

渡海紀三朗君

第六部

文教科科学委員会會議録第七号

平成二十五年十二月五日

【参議院】

議長 大塚 拓君

議員 伊藤 渉君

国務大臣

文部科学大臣 下村 博文君

副大臣

内閣府副大臣 後藤田正純君

事務局側

常任委員会専門員 美濃部寿彦君

政府参考人

文部科学省科学技術・学術政策局長 土屋 定之君

厚生労働大臣官房審議官 大西 康之君

防衛大臣官房技衛監 外園 博一君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

速記を始めてください。

(速記中止)

○委員長(丸山和也君) 速記を起こしてください。

委員の異動について御報告いたします。
去る三日、河野義博君が委員を辞任され、その補欠として新妻秀規君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、文部科学省科学技術・学術政策局長土屋定之君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸山和也君) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員塩谷立君から趣旨説明を聴取いたします。塩谷立君。

○衆議院議員(塩谷立君) ただいま議題となりました研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本案は、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、労働契約法の特例であります。研究開発法人又は大学等と有期労働契約を締結する研究者等について、労働者が使用者と無期労働契約を締結する権利を得る複数の有期労働契約

の通算期間に関する労働契約法の特例を定め、十年を超えることを要件とすることとしております。

第二に、研究開発法人による出資等の業務を可能とすることでありまして。

研究開発の成果の実用化及びそれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有する研究開発法人は、当該成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができるものとしております。

第三に、新たな研究開発法人制度創設及び人材の確保、育成のための措置であります。

研究開発等を行う法人に関する新たな制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずることとします。さらに、研究開発能力の強化を図るため、人材の確保、育成等に必要な措置を講ずるものとしております。

第四に、我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究への必要な資源配分でありまして。

我が国及び国民の安全に係る研究開発や成果を収めることが困難であつても成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある革新的な研究開発を推進することが社会的、経済的に大きな価値を生み出すことに鑑み、これらに必要な資源配分を行うこととしております。

以上が本案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(丸山和也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

この法案が本委員会に付託をされたのは昨日夜九時九分です。これを受けて、夜十時二十九分に開かれた理事懇談会で、自民党は、重要な法案だから趣旨説明、質疑、採決を一気にと求め、民主党、みんなの党の理事がいなくてもかわらず、委員長は職権で本日の委員会を決めてしましました。

この時点で既に衆議院の法案提出者は一人も国会におらず、私は提出者から直接説明を受けることもできませんでした。それどころか、自民党が民主党から常任委員長のポストを奪うために行われた本会議は、本日午前四時前まで断続的に続けられ、私の質問通告は本日五時前とならざるを得ませんでした。

これが重要法案の扱いなのでしょう。全会派が落ち着いて質問できるよう委員会運営を行うことができないのでしょうか。このような、会期中に採決さえできればよいと言わんばかりの乱暴極まりない委員会運営には、怒りをもって抗議をいたします。

以下、文字どおり一睡もせずに準備をいたしました質問を行います。

まず、衆議院の質疑では、労働契約法の特例が研究者に限定されるという答弁があつたかと思えば、我が党の官公議員の質問に対して、非常勤講師も含まれると副大臣が答弁をされています。大学関係者からは、非常勤講師も対象なのかと驚きの声が上がりました。法案では、労働契約法の特例は、大学任期制法と研究開発法の両方に書き込んでいます。任期制の場合には、契約時に大学任期制法に定める契約である旨を明示することとなつていて私は昨日夜遅く文部科学省から説明を受けました。

では、そうした明示がない、あなたは任期付きの非常勤講師とか教員ではないと、そういう非常勤の講師、非常勤教員は、研究開発法にある研究者として労働契約法特例の適用となるのでしょうか

か。提案者、お答えください。

○衆議院議員(伊藤渉君) 大変な中、委員会を開催いただきました、大変にありがとうございます。

ただいま御質問いただきました件につきまして、改正後の研究開発力強化法は、繰り返しになりますが、研究者、技術者などを労働契約法の特例対象と規定をしております。多様な形態が存在する講師の個々のケースが研究開発力強化法上の研究者などに当たるかどうかは、最終的には個別具体的な事例に即しての判断がなされるものと考えておりますので、確定的なことは申し上げられませんが、講師は、常勤、非常勤を問わず、教育研究を行う教授又は准教授に準ずる職務に従事する職と学校教育法に位置付けられておりますことなどを踏まえ、基本的には研究開発力強化法上の研究者に当たるものと考えております。

○田村智子君 衆議院の議論の中では、研究者については、プロジェクト研究と労働契約法の無期転換、この期限が矛盾をするということが特例の理由として強調をされておりました。今、非常勤講師も対象となる場合があるということでしたけれども、なぜ非常勤講師をこの労契法特例の対象にするのでしょうか、端的に理由をお答えください。

○衆議院議員(伊藤渉君) 今の答弁にもございましたけれども、最終的には個別具体的な事例に即しての判断がなされるものと、こういうふうにご考えておりますけれども、大学において行われる教育は研究と不可分のものでございまして、大学教員等のうち非常勤講師につきましても、講師は、常勤、非常勤を問わず、教授又は准教授に準ずる職に従事する職として学校教育法に位置付けられておりますとともに、大学教員等の任期に関する必要な事項を定める大学の教員等の任期に関する法律の対象となつていて、また、同一組織内において同一種類の職である者が無期労働契約への転換について異なる人事上の取扱いとなること

は適切ではなく、今回の特例の対象者が大学内において曖昧になるおそれがあること、以上のような観点から、法改正においても特例の対象とさせていただきます。

○田村智子君 個別に判断をすると言いつながら、今のお答えをお聞きしますと、教育や研究に従事する者は、それはもう差があつてはいけなからみんな範疇に含めるんだというふうにも聞こえるんです。非常に対象が曖昧ですよ。労契法の特例という言わば法律の適用除外を設けるときに、こんな曖昧な定義をしてもらつたら困るんですね。じゃ、もうちょっと具体にお聞きをします。

例えば、大学で語学を教えている講師、非常勤講師が大変多くいます。専らフランス語だけを教えている、専ら中国語だけを教えている、こういう方がいらつしやいます。専ら学生の教育や試験、評価という業務を大学との労働契約としていう非常勤講師の場合、これは研究者に当たるんだという判断、特例の適用であるかどうかという判断は、一体何によつて行ふのでしょうか。それは労働契約の内容でしようか、それとも、使用者の側がこの人は研究者に当たるんだと、こういうふうな判断すれば済むということなんでしょうか。

○衆議院議員(伊藤渉君) 何度も繰り返して申し訳ありませんが、個々のケースについては最終的に……

○田村智子君 個々のケースを判断する基準です。

○衆議院議員(伊藤渉君) 判断がなされるものと考えておりますけれども、再度、講師の定義を申し上げますと、常勤、非常勤を問わず、教育研究を行う教授又は准教授に準ずる職務に従事する職と学校教育法に位置付けられていることを踏まえ、基本的には研究者に当たるものと、こういうふうにご考えております。

○田村智子君 答弁になつていないと皆さん分かりますでしょう。個々のケースだと言いつながら、それじゃ何をもつてこの人は研究者と見るのか、

そうじゃないのかと、その判断基準は何かとお聞きをされているのに、何一つ具体的に出てこないじゃないですか。答えられないということではないんですか。今以上の答弁はないということなんでしょう。

これ、だから、そうなつたら裁判で訴えろという話になつちゃうんですよ。研究者だといって、五年を超えて申込みを、無期転換の申込みをしたと、だけど大学の側が、それはあなたは研究者だと、そういう扱いなんだと、私たちのところでは、それが不服だつたら裁判で訴えろという話になつちゃうんですよ。こんな法案をこれで採決しちゃうんですか、皆さん。本当おかしいですよ。じゃ、もうちょっと先に進めます。

衆議院の議論では、有期契約の研究者は五年を超えるプロジェクトに就けないとか、五年で雇い止めか無期転換かのどちらかだというような答弁が何度かありました。

そこで、厚生労働省にこれ確認をしたいんですけれども、これ何で五年で無期転換権を与えないかといつたら、五年を超えるプロジェクトがあつて、もし五年を超えちゃつたら雇い止めになるか無期転換かどちらかしないんだというような答弁が何度かされているんですよ。厚生労働省に確認をしたいんですけれども、有期契約のままで五年を超えて研究に従事すること、あるいは、非常勤講師が非常勤のままで五年を超えて同じ大学で講義を持つこと、これは現行の労働契約法の下でも可能だと考えますが、確認をいたします。

○政府参考人(大西康之君) 委員御指摘の点でございますが、プロジェクトの話と有期の話、二つあつたかと存じます。

一つ目の方で、労働契約法の十八条と労働基準法十四条に関する御質問だと思いますが、労働契約法十八条におきましては、この無期転換ルールは、同一の利用者との間で五年を超えて有期労働契約を反復更新した場合には労働者の申込みにより無期労働契約に転換するという……

○田村智子君 申込みがなければできないというこ

とでしよう。

○政府参考人(大西康之君) それと、非常勤講師に限らず、五年を超えて勤務をすること自体を規制するというものではございません。

もう一つ、労働基準法十四条の方は一回の労働契約の期間の上限というのを定めておりまして、原則三年、高度の専門的知識を有する労働者とは五年とされておりますので、五年を超える一回の有期労働契約を締結することは認められていないと、そういうようなことになっております。

○田村智子君 五年を超えて複数回の有期契約を結んだ際、これ無期転換を申し込むかどうか、これは個々の研究者や教員、あるいは講師の判断なんです。何も一律に切られるなんていう法律じゃないですよ。切るか無期にするかどうかだなどという法律ではないんです。

大学や研究機関がそれにもかかわらず五年未満で一律に雇い止めにする、これは、使用者の側が、無期転換への申込みさせさせない、つまりは、この労働契約法の適用を逃れようとする。こういうものなんですね、法の趣旨をゆがめるようなやり方なんです。

もともと自分はいろんな大学で研究したいんだと思えば申込みやらずにいらんなところへ移ることもできるでしょう。それから、もうちょっとこのプロジェクトに七年ぐらいいやっていたい、申し込まずに有期契約でできるんですよ。その後動くことだってできるんですよ。できるんですよ。なのに一律で切ろうとしているのは、申込みをさせまいとしていると。

だったら、労働契約法の内容や、なぜ五年を過ぎたら無期転換権を与えるという法律になっているのか。こういう趣旨を徹底することこそ緊急に求められていると思いますが、提案者、いかがですか。

○衆議院議員(伊藤渉君) 大学等に対しては、これまで厚生労働省、文部科学省及び国立大学協会、こうしたところを始めとする各大学関係団体の三者が相互に協力をいたしまして、数度にわた

るQアンドAの配付や説明会の開催などによって改正労働契約法の趣旨の徹底を図るなど、その趣旨の徹底に努力をしてきたというふうに承知しております。

一方で、このような取組によって、大学等の研究開発の特性を踏まえたと、五年までの間で無期契約に転換するか判断が困難な場合があることから、人事労務管理に課題が生じておりまして、その結果、プロジェクト途中での離職につながり、研究開発法人や大学等の研究開発プロジェクトに必要な人材を必要期間確保することが困難となっていること、また、プロジェクトへの長期的な参画等を通じて研究者などが業績を上げ、その能力の一層の向上を図ることが困難となっていることなどの問題が顕在化してきたところでございます。

このために、大学等における人事労務の特殊性を勘案しまして、改正労働契約法の趣旨である雇用の安定を図るためには、大学の教員等に対して同法で規定された有期労働契約の通算契約期間の特例を設けることが必要と、こう考えた次第でございます。

○田村智子君 人材確保が困難になるのは、大学側が五年未満で一律に雇い止めにしようとするからですよ。

これ、労契法は最初から大学や研究機関を含むという前提で検討されてきました。その検討の過程では、昨年五月三十一日、科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術会議有識者議員との会合が持たれていて、有識者議員から出された「労働契約法の改正案について」という文書がありまして。その中でこう述べられてるんですよ。改正された労働契約法の下で無期労働契約に転換した労働者を合理的な理由に基づいて解雇することが否定されるものではなく、プロジェクト型の研究活動を適切に運営していくことは可能、改正法の下で新たに締結する労働契約の内容を適切なものにすることを始めとして、合理性のある解雇理由が生じた場合に、そのことが客観的に明らか

になるようにしておくことである、大学機関等においては、このための体制整備に適切に取り組むとともに、単に無期労働契約に転換することを忌避する目的をもって研究者等を雇い止めることのないよう望みたいと。

こうした検討もあつて、大学や研究機関も労働契約法の適用除外にはしないんだと、こういう判断をしたんじゃないんですか、文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) 改正労働契約法の施行に向けて、昨年五月に総合科学技術会議の有識者議員から御指摘の「労働契約法の改正案について」出されたことは承知しております。これを踏まえまして、文部科学省においては、厚労省や国大協とも協力をして、大学側に対してQアンドAを示すなど、適切な対応に向けて準備を進めてきたところであります。

一方、本年四月の改正労働契約法の施行以降、研究者等については大学や研究機関等において五年までの間で無期契約に転換するか判断が必要となつたが、大学等の研究開発の特性を踏まえる人事労務管理に課題があるとの指摘もあつたところでございます。

このため、本年六月に閣議決定された日本再興戦略において、労働契約法をめぐる課題について関係省が連携して直ちに検討を開始し、一年をめどに可能な限り早急に結論を得て、必要な措置を講ずることとされたところでもあります。

また、ノーベル賞受賞者への衆参表祝行事等における山中伸弥教授からの強い要請や大学団体からの要望、また実際に京都大学IPS研究所に提案者等が訪問された際の研究者などからの要請など研究現場からの要請等も踏まえ、我が国の研究開発能力の強化等を図るため、今回、研究開発強化法及び任期法を改正し、労働契約法の特例を規定することとなつたというふうに承知をしております。

○田村智子君 大学関係者から五年で雇い止めにしなくちゃいけないんだのような声が起きているのは、その一番の原因は、それは独立行政法人に

対する運営費交付金を削られ続けてきたと、これが一番の原因だということは、様々な大学側が出している文書を見ても、私もそうだなと思いたよ。

例えば、今年の五月、北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、早稲田大学、慶応義塾大学など十一大学の学長による学術研究懇談会、これ、「日本の国際競争力強化に研究大学が貢献するために」という提言をまとめているんです。この中で、国立大学法人運営費交付金は、この交付金は正規雇用の人件費では相殺されてしまうと、それぐらい貧困なものなんだ。研究費、競争的資金とか補助金は、これは資金を使うときの規制があつて、このお金で正規の人を雇うことはできないと。非正規の人しか雇用ができない。ずうっとこの間、文部科学省が運営費交付金は削り続けるわけですよ。

一方で、競争的資金、研究費は増えていくんですよ。そうしたら、非正規を増やすお金はどんどん増えていく。だけど、若手研究者のポストをつくるお金、そもそもの運営費交付金の方が全く伸びていかない、むしろ削られていく、ポストがつかれない、だから無期転換することが困難だということをおの十一大学の学長の皆さんは書いています。学術会議からも言われています。いろんな大学が同じことを指摘しているんですよ。

そのことの解決こそ求められているんじゃないでしょうか。基盤的経費を増やして若手研究者のポストをつくる、それこそが国の戦略だと思えますが、文部科学大臣、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 研究者は複数の有期雇用契約を繰り返しながら、その過程で多様な教育研究経験を積み重ねていくことにより能力の向上を図り、テニユアポスト等の安定的な職に就いていく傾向が一般的にあるわけであります。

今回の特例は、京都大学の山中伸弥教授や大学団体等からの要望等も踏まえ、緊急的に措置することとしたところであるというふうに聞いておりますが、これによりまして、研究者等が有期雇用

期間中の研究実績に関する評価を適切に受け、将来的に無期雇用への転換を目指す上で、プロジェクトへの長期的な参画によりまとまった業績を上げやすくなるなどの効果が期待され、雇用の安定化にも資するものと考えております。

なお、研究者等の雇用の在り方については、改正法の附則第二条において、法律の執行状況等を勘案し、検討を加え、必要な措置を講ずるものとされておりまして、文部科学省としても今後適切に対応してまいりたいと考えております。

○田村智子君 そんなふうに若手の研究者を非常に不安定なまま十年働かせるとやっていたら、若手教員、日本からいなくなっちゃいますよ、若手の研究者。

今、住宅ローンも組めないというふうに答えているボスドクの方、若手研究者の方、七〇％以上いるというんですね。これ、日本学術会議基礎医学委員会が二〇一一年に調べた結果ですよ。これで研究者の育成なんて言うのはとんでもない。

ちょっと時間がないので次に行きます。研究開発法案の二十八条、科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分についてお聞きします。

法案では、必要な資源配分の対象として、我が国及び国民の安全に係る研究開発ということを加えています。これは一体何を指すのか、お答えください。

○衆議院議員（大塚拓君） お問合せの件でございますけれども、我が国及び国民の安全に係る研究開発とは、具体的には、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困、その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障等にかかわる研究開発ということを想定しているところでございます。

国の安全や国民の安全にかかわる研究開発というのは、通常の経済原理にのっとった研究開発への投資、投資したお金を何らかの形で回収をしていく、そういう経済原理の中では予算を配分し難いけれども、その結果が実現をしたとすれば社会

的に大きなインパクトのある革新的なイノベーションをもたらす、そういう可能性のある大きな価値をもたらすもの、こういうたものを誘発していくという効果があると考えております。正の外効果効果というのが高く期待される分野でございます。まさに研究開発によってフロンティア分野を開拓をしていくことを想定しておるものでございまして、田村委員も座右の銘が開拓精神ということでございますので、是非御賛同をいただきたい、このように思っております。

○田村智子君 具体にお聞きします。

総理大臣を議長とする総合科学技術会議は、今 ImpACT、革新的研究開発推進プログラム、これ推進しようとしています。これは、米国防総省の国防高等研究計画局、DARPA をモデルとしたもので、今年度の補正予算獲得に並ならぬ決意を山本担当大臣が記者会見で述べられております。この ImpACT で推進するような研究開発に重点的な資金配分を行うということなんですよ。

○衆議院議員（大塚拓君） まさにこの ImpACT というものは、そうした意味で、経済原理にのっとらなくても革新的なイノベーションというものをもたらしていくために非常に重要なツールであるというふうに考えているところでございます。私どもとしても、こうしたところへの資源配分が適切になされていくことが求められると考えているところでございます。まさに ImpACT は対象になるプログラムであるというふうに考えているところでございます。

○田村智子君 この中には、防衛省、防衛技術本部との研究というものも含まれてくると思うんです。まず確認しますが、二〇〇四年以降、防衛技術本部と大学との共同研究の実績はどうなっているでしょうか。数字だけでいいです。

○政府参考人（外園博一君） お答えさせていただきます。

現在、防衛省技術研究本部と大学や独立行政法

人との間で二〇〇四年以降、十二件の研究協力に関する協定を締結しております。また、そのうちの五件が大学との研究協力に関するものでございます。

○田村智子君 この大学との共同研究が五件ということ、産経新聞などはこれ非常に少ないということ、問題をにたんだですね。衆議院の中では、東京大学が非軍事で研究目的をやっているのはけしからぬなという、大学自治に介入するののかと思えるようなやり取りまであって、私非常に驚きました。

この ImpACT では、民生防衛共用、デュアルユース、この技術は排除をされていません。これも山本担当大臣明言をされているんです。この ImpACT では、具体的研究開発プログラムのマネジメント、各研究者が行う研究プロジェクトの公募、採択、遂行、管理などをプログラムマネジャーが行うとしています。

では、デュアルユース、民生防衛共用の分野ではプロジェクトマネジャーに防衛技術本部の研究員がなるということではできないでしょうか。これ内閣府。

○副大臣（後藤田正純君） ImpACT についての御質問ありがとうございます。内閣府でございます。

今の御指摘でございますが、ImpACT におけるプロジェクトマネジャーは、総合科学技術会議の設定するまずテーマの下で公募し選定することとしております。そのプロジェクトマネジャーの選定に当たりましては、研究開発プログラムの構想、達成目標、実施体制などの提案内容、そして資質、実績等を見極め適任と認められた場合に限るなど厳選することとしてしております。

したがって、プロジェクトマネジャーは、産官学から優れた人材を発掘したいというふうに考えておりまして、特定機関に所属する人材をあらかじめプロジェクトマネジャー選定の対象から除外することは考えておりません。

○田村智子君 除外することを考えていないとい

うことは、あり得るということです。

ImpACT について、第四回科学技術イノベーション予算戦略会議で青木議員は、ImpACT はデュアルユースが一つのポイントとなっていると発言をされています。さらに、防衛省・自衛隊のユースを主とする新聞、朝雲によりまして、防衛技術シンポジウム二〇一三で総合科学技術会議の久間議員は、防衛省に対して、デュアルユース技術を視野にプログラム開発に取り組んでほしい、防衛省は人材が豊富、人の育成と優れた人材の発掘でも協力してもらいたい、こう発言をしています。

このデュアルユース技術には防衛技術本部が参画も予定をしていると。挙げられている研究テーマには、レーザー光線を使った観測装置、ドップラーレーダー、無線送電を可能にするマイクロ波送電、解読不能な量子暗号があるというふうにされております。

テーマ設定などの議論は事前に漏れるとまずいということ、私たちが国会議員にも説明できないのに、防衛技術本部が参加することは決まっております。ImpACT は、プログラムマネジャーの下に大学研究機関が研究を進めることになっている。こうなると、研究開発が平和利用の視点からだんだん、これまでは研究開発というのは平和利用が原則だと……

○委員長（丸山和也君） 田村委員、質疑時間が来ているので、まとめてください。

○田村智子君 はい。もう徹夜で準備したんですから、ちょっとぐらいいってください。

○委員長（丸山和也君） 見ましよう。

○田村智子君 それで、ほとんど、さっき言ったように防衛省との共同、言わば学と軍の共同というのは進んでなかった。これを今度は一気に進めていくということにもなるんじゃないでしょうか。これは内閣府と提案者にお聞きをいたします。

○副大臣（後藤田正純君） あくまで ImpACT におきましては、デュアルユースというのは、国

民の安全、安心に資する技術、そして産業技術、この相互の転用が可能であるというテーマ設定を可能としているものでございます。

したがって、産業競争力の飛躍的な向上、社会的課題を克服する革新的イノベーションが創出された場合に、これは多様な活用先の一つとして国民の安全、安心に資するものに使われる、活用されるということも想定していると、そういうことでございます。

○田村智子君 一言いただいて終わりますから。

○衆議院議員(大塚拓君) 一つ御理解をいただきたいのは、本法案のスコープは専守防衛といった我が国の防衛政策の根幹を変更するようなものではないということとまず御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと同時に、デュアルユースといった分野は、やはり革新的なイノベーションを出していく上で世界的には極めて重要なソースでございます。我が国においてこのパスが存在していないということは我が国にとって非常に問題があるというふうに考えているところでございますし、もう一つ申し上げますと、防衛というのは非常に国の、国民の生命、財産を守る非常に公共的な使命の高い分野でございます。その分野に関するこのみをもっと問題があるというふうに指摘をされるところではいささか違和感を提案者としては感じるところでございます。

○田村智子君 もっと審議が必要だということを申し上げて、終わります。

○委員長(丸山和也君) 田村委員、よろしいでしょうか。

○田村智子君 はい。

○委員長(丸山和也君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

まず、昨日以来の乱暴な委員会運営に断固抗議をするものです。昨日の夜の議運委員会で採決によって本委員会への付託が決定され、その後の本会議休憩後の二十二時三十分からの理事懇談会で、民主党政理事が出席しない下で委員長職権で本日の本委員会立てが行われました。そして、趣旨説明、質疑、採決まで強行されようとしています。

各会派の合意に基づく丁寧な運営どころか、十分な質問準備の時間も保障もされていません。民主党やみんなの党の質疑も保障しないまま採決を行おうとしています。これでどうして良識の府、熟議の府と言えるでしょうか。委員長、与党の理事に対しては猛省を求めるものであります。

本法案は、大学研究機関で教育研究に携わる有期雇用の研究者、技術者などを対象に無期雇用への転換申立ての権利を得る期間を五年から十年に先延ばしし、十年もの長い間、いつでも雇止めを可能とし、不安定雇用を増大させるものです。

対象となる大学の教員、研究者である大学院博士課程修了者の多くは、修了後、任期付きの大学の教員、ポストドクター、非常勤講師などの非正規の職にとどまり、数年たつても正規の職を得ることができません。学術会議を始めとして多くの大学研究機関などが求めてきたように、必要なのは研究の継続性が確保され、解雇の心配をする必要がない正規のポストの増加です。

行うべきは、労働契約法改正の趣旨をゆがめた任期付研究員、非正規教員などの雇止めを容認して労働契約法の抜け穴をつくることではなく、労働契約法改正の趣旨にのっとった対応を大学や研究機関に徹底し、正規・無期雇用転換を促すとともに、基盤的経費の増額で大学を支える財政措

置を拡充することであり、改正労働契約法の施行後一年も経ず、労政審等、三者構成を原則とした議論も踏まえず新たな特例を設けることは、拙速に過ぎ、認められません。

また、本法案に、国及び国民の安全に係る研究開発という名目で、軍事、民生の相互転用可能な技術の研究開発の促進が盛り込まれました。この結果、研究開発の平和利用が歯止めになつていた防衛省技術研究本部と大学などとの共同研究が促進されることとなります。また、軍事研究への継続的な資金配分を行うことを国に義務付けています。安倍政権は、武器技術や武器そのものの輸出を成長戦略に位置付けています。本法案はこの方向を更に進めようとするものであります。平和憲法を踏みにじり、我が国の研究開発の重心を軍事技術に傾けることとなります。

本法案には、このほかに、研究開発イノベーション創出のためとして研究開発法人の出資を可能とすることが盛り込まれましたが、出資した後、利益、毀損した場合の扱いなどの問題点があることも指摘しておきます。

最後に、このような法改正は若手研究者を使い捨てにし、基礎研究が一層軽視され、結果としてイノベーションの創出にもつながらないということを指摘し、反対討論を終わります。

○委員長(丸山和也君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(丸山和也君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十一分散会

十二月三日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、子供や地域住民の安全、安心のよりどころである学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制化に関する請願(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二号)(第六六三号)(第六六四号)(第六六五号)(第六六六号)(第六六七号)
- 一、教育費負担の大幅軽減、安全な学校施設の実現に関する請願(第六六八号)(第六六九号)
- 一、教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第六七〇号)
- 一、現行の高校授業料無償制度の継続、新たな財源での給付型奨学金の措置に関する請願(第六七二号)
- 一、私立学校の保護者負担を軽減することにも、教育環境の改善のための私学助成を充実することに関する請願(第六七五号)
- 一、原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願(第六八一号)

第六五七号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全、安心のよりどころである学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制化に関する請願
請願者 福井県越前市 山内信彦 外千四
百一名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六五八号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 岸和田市 河野裕美 外千四百一
名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六五九号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 札幌市 小山翔平 外千四百一
名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六〇号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 東京都西東京市 土方泰子 外千
四百一名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六一号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 京都市 保科晃子 外千四百一
名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六二号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 長崎県西海市 吉永真美 外千四
百一名
紹介議員 仁比 聡平君

化に関する請願

請願者 茨城県常陸大宮市 大高早苗 外
千四百一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六三号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 長野県上田市 滝澤文浩 外千四
百一十一名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六四号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 札幌市 吉田茂俊 外千四百一
名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六五号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 大阪府岸和田市 水野萌由 外千
九百二十六名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六六号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 長崎県西海市 吉永真美 外千四
百一名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六七号 平成二十五年十一月二十五日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである
学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制
化に関する請願
請願者 大阪市 宇城恵太 外千四百一
名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六八号 平成二十五年十一月二十五日受理
教育費負担の大幅軽減、安全な学校施設の実現に
関する請願
請願者 高知県土佐市 島田敦子 外二百
四十名
紹介議員 吉良よし子君

二〇一二年四月から、小学校二年生までの三十
五人以下学級が実現した。全ての子供たちに行き
届いた教育を進めるために、小・中・高校の三十
人学級の実現が求められている。また、どこでも
大地震が起る可能性が指摘されている今、学校の
耐震化や防災教育は待ったなしである。日本は
先進国中最下位レベルの貧困な教育予算の下で、
多額の教育費負担が親と子供を苦しめている。日
本国憲法が定める「ひとしく教育を受ける権利」が
保障されるためにも、教育費の無償化、大幅な負
担軽減が求められている。

ついては、教育費負担の大幅な軽減、安全な学
校施設・環境が実現されるよう、次の事項につい
て実現を図りたい。
一、国の責任で小・中・高校の三十人学級を実施
すること。
二、全ての小・中・高校の耐震化、緊急地震速報
受信システム配備を急ぎ、防災教育・訓練を進
めること。
三、全小・中学校で自校方式の学校給食を実施す
ること。
四、給食費・教材費を含め義務教育を無償にする
こと。就学援助の国庫負担を復活させること。

五、公立高校授業料の実質無償化を継続し、私立
高校においても就学支援金を拡充するなど授業
料の実質無償化を実現すること。

六、大学学費の負担を軽減すること。返済不要の
給付型奨学金を創設すること。

第六六九号 平成二十五年十一月二十五日受理
教育費負担の大幅軽減、安全な学校施設の実現に
関する請願
請願者 京都市 田阪由美 外二百四十名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第六七〇号 平成二十五年十一月二十五日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽
減、教育条件の改善に関する請願
請願者 岡山県倉敷市 岩佐仁志 外四千
九百十七名
紹介議員 江田 五月君

小学校一・二年生で国の責任による三十五人以
下学級が実施され、ほとんどの都道府県で独自の
少人数学級が実施されている。また、二〇一二年
九月、日本政府は国際人権規約の留保を撤回し、
高校・大学の無償教育を漸進的に導入することを
国際的に宣言した。しかし、二〇一三年度は小学
校三年生以降の三十五人以下学級が見送られ、
「新たな教職員定数改善計画案」が先送りされるな
ど、教育条件の改善が足踏み状態となった。私学
では高等学校等就学支援金制度が授業料減免など
にも活用されており、私学助成と共に拡充が求め
られている。私学の学費負担は公立より大きく、
公私間格差の解消が急がれる。そして、返還不要
の公的な給付制奨学金を求める声も切実である。
高校生・大学生が経済的理由で修学や進学を諦め
ることのないよう、奨学金制度の抜本的改善が必
要である。厳しい地方財政の中、少人数学級前進
や教育費補助制度などを独自に取り組んでいる
が、教育の機会均等を保障するために、国が責任
を持って教育条件整備を進めることが極めて重要

である。東日本大震災・福島原発事故については、いまだに住民の暮らしと学校の復旧が十分に進められているとはいえない。被災地の声を真摯に受け止め、緊急かつ計画的に、子供たちの命と安全を最優先した学校・地域をつくることが求められている。

ついで、子供たちの笑顔が輝き、憲法と子どもの権利条約がいきる学校をつくるため、次の事項について実現を図りたい。

一、行き届いた教育の実現のため国の教育予算を大幅に増やし、以下の取組を進めること。

- 1 国の責任で小・中学校、高校の三十人以下学級の実現と、そのために必要な教職員定数を改善すること。また、幼稚園や障害児学級・学校の学級編制標準の引下げを進めること。
- 2 お金の心配なく子供たちが安心して学べるよう、教育費の無償化を進め、学校教育にかかる父母負担を軽減すること。

(一)教育の機会均等を保障するため、「公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度」を拡充すること。

(二)高等学校等就学支援金の拡充や私学助成増額による授業料減免などを広げ、私学の実質無償化を進めること。

(三)小・中学校、高校の教育活動に必要な教材費や給食費など、学校納付金を無償にすること。

(四)国際人権規約にあるとおりに権利としての教育を充実し、小・中学校から高校・大学までの教育の無償化を進めること。

(五)高校・大学生に対する返済不要の「給付制奨学金」をつくること。

3 全国どこでも豊かな教育条件の下で学べるよう、改善を進めること。

- (一)子供たちと向き合う時間を確保するため、公私共に専任の教職員を増やすこと。
- (二)障害のある全ての子供たちの教育の充実のため、教職員を増やし、教育条件を整備すること。特に、障害児学校の「設置基準」

をつくり、過大・過密を解消すること。
(三)学校の耐震化を早急に進めるとともに、地域における防災対策や避難所の機能整備を進めること。

二、東日本大震災・福島原発事故の被害を受けた子供を守り、学校と地域の復旧・復興を進めること。

第七四三号 平成二十五年十一月二十六日受理
現行の高校授業料無償化制度の継続、新たな財源での給付型奨学金の措置に関する請願

請願者 千葉県八千代市 山崎恵美子 外 五十一名

紹介議員 田村 智子君
所得制限のない高校授業料無償化制度の継続と、新たな財源での給付型奨学金の創設を強く求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、高校授業料無償化制度について所得制限を行わず現行制度を堅持すること。

二、低所得世帯のための給付型奨学金について新たな財源で措置すること。

第七五三三号 平成二十五年十一月二十六日受理
私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育環境の改善のための私学助成を充実することに関する請願

請願者 北海道江別市 溝越弓美子 外 一万五千名

紹介議員 橋本 聖子君
この請願の趣旨は、第一九八号と同じである。

第八一六号 平成二十五年十一月二十七日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 東京都立川市 佐藤英二 外三千五百八十五名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

目次中「評価」を「評価等」に、「第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第四十八条)」を「第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第四十八条)」に改める。

第二章第二項中「除く。」の下に「第十五条の二第一項を除き、」を加え、「(以下単に「研究」という。)」を削り、同条第七項中「研究を」を「科学技術に関する試験又は研究第十五条の二第一項を除き、以下単に「研究」という。)」に改め、同条第八項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(研究開発等に係る運営及び管理に係る業務の確保等の支援)

第十条の二 国は、研究開発能力の強化を図るため、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成の支援)

第十条の三 国は、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

する法律の一部を改正する法律案

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律の一部改正)

第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(労働契約法の特例)

第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

一 科学技術に関する研究者又は技術者(科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。)であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約(以下この条において「有期労働契約」という。)を締結したものの

二 科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る運

管及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限り。）に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で定期労働契約を締結したものの

三 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との協定その他の契約によりこれらと共同して行う科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化（次号において「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であつて当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で定期労働契約を締結したものの

四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務専門的な知識及び能力を必要とするものに限り。）に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で定期労働契約を締結したものの

2 前項第一号及び第二号に掲げる者大学の学生である者を除く。）のうち大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で定期労働契約（当該定期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限り。）を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

第二十八条第一項中「ため」の下に、「我が国の国際競争力の強化等の重要性に鑑み」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「我が国の」を「我が国及び国民の安全又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に定めるもののほか、我が国及び国民の安全に係る研究開発等並びに成果を収めることが困難であつても成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある革新的な研究開発を推進することの重要性に鑑み、これらに必要な資源の配分を行うものとする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（迅速かつ効果的な物品及び役務の調達）

第三十二条の二 国は、研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化を図るため、研究開発法人及び大学等が研究開発等の特性を踏まえて迅速かつ効果的に物品及び役務の調達を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第四章第三節の節名中「評価」を「評価等」に改める。

第三十四条第一項中「及び国の資金により行われる」を「及び当該」、「かんがみを鑑み」に、「国の資金により行われる研究開発等の適切な評価を」とを、「当該研究開発等について、国際的な水準を踏まえるとともに、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえて適切な評価を」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価が研究開発能力の強化及び当該研究開発等の効率的推進に極めて重要であることに鑑み、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（研究開発法人による出資等の業務）

第四十三条の二 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第二に掲げるものは、研究開発

発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の定めるところにより、当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

本則に次の一章を加える。

第八章 研究開発等を行う法人に関する

新たな制度の創設

第四十九条 政府は、独立行政法人の制度及び組織の見直しの状況を踏まえつつ、研究開発等を行う法人が世界最高水準の研究開発等を行うことを可能とする新たな制度の運営を行うことを可能とする新たな制度（以下「新制度」という。）を創設するため、次に掲げる事項を基本として必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

一 新制度における研究開発等を行う法人（以下「新法人」という。）を設立する主たる目的は、研究開発等により最大の成果を創出することとする。

二 新法人は、研究開発等に係る国の方針に基づき、大学又は民間企業が取り組み難い課題に取り組み、重要な業務とすること。

三 新法人が国際競争力の高い人材を確保することを可能とすること。

四 新法人が行う研究開発等について、国際的な水準を踏まえて専門的な評価が実施されるようにすること。

五 新法人を所管する大臣の下に研究開発等に関する審議会を設置すること。この場合において、外国人を当該審議会の委員に任命することができるとすること。

六 新法人が業務の計画の期間を長く設定することを可能とすること。

七 新法人が行う研究開発の成果を最大のものとするため、新制度の運用が研究開発等

の特性を踏まえたものとなるようにすること。

2 新制度においては、新法人の研究者、技術者等の給与水準の見直し、業務運営の効率化に関する目標の在り方の見直し、新法人が行う研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善、新法人がその活動によって得た収入に係る仕組みの見直し、新法人の研究開発等に係る経費の繰越しに係る仕組みの柔軟化等が実現される仕組みとすることとする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二第四十三条の二関係

一 独立行政法人科学技術振興機構
二 独立行政法人産業技術総合研究所
三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正）
第二条 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び第六条を」、「第六条及び第七条第二項に改める。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（労働契約法の特例）
第七条 第五条第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による任期の定めがある労働契約を締結した教員等の当該労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

2 前項の教員等のうち大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等との間で期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限り。）を締結していた者の同項の労働契

約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、第一条の規定による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(以下「新研究開発能力強化法」という。)及び第二条の規定による改正後の大学の教員等の任期に関する法律(以下「新大学教員任期法」という。)の施行状況等を勘案して、新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者及び新大学教員任期法第七条第一項の教員等の雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項第三号及び第四号に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、国は、その雇用の在り方について、期間の定めのない雇用形態を希望する者等がいることも踏まえ、研究者等の雇用の安定が図られることが研究環境の早期の改善に資するという観点から、研究者等が相互に競争しながら能力の向上を図ることの重要性にも十分配慮しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要

な措置を講ずるものとする。

第三条 国は、研究開発法人(新研究開発能力強化法第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。以下同じ。)の業務の実施状況等を勘案し、研究開発法人が新研究開発能力強化法第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことの適否について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、関係機関等が連携協力することが研究開発(新研究開発能力強化法第二条第一項に規定する研究開発をいう。)の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出(同条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。)に重要であることに鑑み、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体等の間の連携協力体制の整備について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者であつて附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前に労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 新研究開発能力強化法第十五条の二第二項の規定は、同項の有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十六号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正

に伴う経過措置)

第五条 新大学教員任期法第七条第一項の教員等であつて一部施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 新大学教員任期法第七条第二項の規定は、同項の期間の定めのある労働契約(当該労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

(独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び第七号」を、「第七号及び第九号」に改める。

第十八条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正)

第七条 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出

資(金銭の出資を除く。)並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出資(金銭の出資を除く。)並びに人的及び技術的援助を行うこと。

十二月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費の負担軽減、高等教育予算増額に関する請願(第八七〇号)

一、教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)

一、原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願(第九一九号)

一、学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)

一、学費の負担軽減、高等教育予算増額に関する請願(第一〇〇二号)

一、子供や地域住民の安全・安心のよりどころである学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制化に関する請願(第一〇〇三号)一、学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する

る請願(第一〇〇四号)(第一〇〇五号)
一、年金支給開始年齢の引上げに伴う定年年齢延長の制度確立と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる環境の整備に関する請願(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一〇八〇号)

第八七〇号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費の負担軽減、高等教育予算増額に関する請願
請願者 茨城県水戸市 本田忠弘 外十八名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八七一号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 福井県吉田郡永平寺町 小島亜衣 外一万二千二百二十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八七二号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 和歌山市 藤井真由美 外一万二千二百二十二名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八七三号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 札幌市 菅原幸浩 外一万二千二百二十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八七四号 平成二十五年十一月二十八日受理

教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 東京都港区 大野岳史 外一万二千二百二十二名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八七五号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 和歌山市 馬場潔子 外一万二千二百二十二名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八七六号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 東京都町田市 田中多賀子 外一万二千二百二十二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八七七号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 東京都葛飾区 多田圭一 外一万二千二百二十五名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八七八号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市 中村久美子 外一万二千二百二十二名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八七九号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 和歌山市 宮崎由紀子 外一万二千二百二十二名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八八〇号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 香川県高松市 藤澤幸美 外一万二千二百二十二名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八八一号 平成二十五年十一月二十八日受理
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願
請願者 香川県高松市 内田弘美 外一万二千二百二十二名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第八九一号 平成二十五年十一月二十八日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願
請願者 東京都江東区 前川京子 外四百一名
紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第九二〇号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 石川県白山市 関宮一輝 外八千四百五十名
紹介議員 井上 哲士君
私立大学・短大(以下「私立大学」という。)には、日本の大学生・大学院生全体の約七五%に当たる

約二百二十五万人が学んでいる。私立大学は我が国の大学等進学率の向上を支え、全国各地で多様な教育・研究を担い、日本の高等教育において大きな役割を果たしている。しかし政府は、三十年以上にわたり私立大学への補助(以下「私大助成」という。)を削減し、非常に低い水準に抑え込んできた。国の大学への予算を学生一人当たりで換算した額は、二〇二二年度で国立大学が百八十五万円であるのに対して私立大学は僅か十四万円、国立大学の十三分の一でしかない。私大助成が余りに低いために、私立大学の学費は国立大学の一・六倍と高額で、初年度納付金は百三十一万円以上にも上る。その上、公的な奨学金制度が貧困なために、私立大学生と保護者の学費負担は非常に重く、学生の多くが生活費を捻出するためにアルバイトに追われている。また、私立大学の教員一人当たりの学生数は、国立大学の三倍近くに上るなど教育環境の整備も遅れている。加えて、この間の不況の長期化や、世帯年収の減少、都市と地方の格差の拡大、十八歳人口の減少などによって、地方・中小規模の私立大学を中心に経営状況の悪化が広がっており、教育・研究を支える基盤そのものが揺らぎ始めている。政府が高等教育費負担を私立大学生と家庭に押し付け、国立大学予算も削減してきたために、政府の高等教育支出は国際的に見ても極端に低く、経済協力開発機構(OECD)加盟国の中で最低水準である。また、日本の奨学金制度は国際的に見れば単なるローンでしかない。OECD加盟三十四か国のうち三十二か国が給付型奨学金制度を有しており、十七か国は大学授業料が無償である。一方、日本は給付型奨学金制度がなく、かつ学費負担が非常に重い唯一の国となっている。その結果、憲法に保障された教育を受ける権利「教育の機会均等」が根底から脅かされる状況となっている。日本政府は二〇二二年九月、国際人権規約の「高等教育の漸進的無償化」条項に対する留保を撤回した。今後、政府は無償化に向けた具体的な施策を計画的に実施する責務を果たさなければならない。私立大学

の過重な学費負担が一刻も早く軽減されること、私大助成の増額により私立大学の教育・研究条件が改善・充実されることを求める。

一、私立高校生と同様に、私立大学生の学費負担を大幅に軽減する助成制度を新設すること。

二、給付型奨学金制度を創設し、あわせて無利子奨学金を希望者全員が受給できるように拡大すること。

三、卒業後、一定所得に達するまで奨学金返済を猶予する制度を拡充すること。

四、全ての私立大学で経済的に苦しい学生に対する授業料減免や奨学金支給を実施できるよう補助を行うこと。

五、私立大学の経常費に対する補助を、私立学校振興助成法制定時の参議院附帯決議とおり、速やかに二分の一とするよう増額すること。

第九二二号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 奈良県橿原市 野尻悦子 外八千四百五十名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第九二三号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 北海道積丹郡積丹町 佐々木由理 外八千四百五十名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第九二四号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 京都市 池田美希 外八千四百五十名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第九二五号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 東京都世田谷区 岡田弥生 外八千四百五十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第九二六号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 長野県東御市 武田春美 外八千四百五十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第九二七号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 京都府木津川市 土橋祥弘 外八千四百五十名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第九二八号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 大阪府富田林市 和田美紀 外八千四百五十名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第九二九号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 北九州市 高崎玲子 外八千四百五十名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第九三〇号 平成二十五年十一月二十八日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 和歌山県橋本市 岸田瑠奈 外八千四百五十名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第一〇〇二号 平成二十五年十一月二十九日受理
学費負担軽減、高等教育予算増額に関する請願
請願者 北海道帯広市 渡辺愛子 外四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇〇三号 平成二十五年十一月二十九日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制化に関する請願
請願者 和歌山県岩出市 土取宏行 外四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一〇〇四号 平成二十五年十一月二十九日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 北海道小樽市 鈴木章浩 外二千七百五十名

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第一〇〇五号 平成二十五年十一月二十九日受理
学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願
請願者 札幌市 中本一康 外二千五百六十六名

紹介議員 徳永 エリ君
この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

第一〇七八号 平成二十五年十一月二十九日受理
年金支給開始年齢の引上げに伴う定年年齢延長の制度確立と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる環境の整備に関する請願
請願者 岩手県宮古市 山本真紀子 外四千三十九名

紹介議員 平野 達男君
日本は、急速に少子高齢化社会に向かっていると同時に、単身世帯や高齢世帯が増加し、さらに非正規雇用労働者が増加し続けている。また、人口構成は高齢人口との比率を見ると二〇〇五年の三対一から更に高齢者の比率が高まり続けることが予想されており、持続可能な社会保障制度を確立するため、若者の雇用拡大等喫緊の課題が山積している。政府・与党社会保障改革検討本部はこうした状況に将来的に対応するため、二〇一一年六月、「社会保障と税の一体改革」をまとめた。この改革の基本的考え方は、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性を確保するため、「自助・共助・公助」の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する」としている。今、学校で働く教職員は、複雑化する社会・地域の中で子供のいじめ問題等の多くの困難な教育課題に向き合い、多忙化の中で奮闘している。教職員が一人一人の子供と向き合う時間を確保するためには、安心して職務に専念できる環境を整えることが不可欠である。仕事と子育て・家庭の両立を図るための子育て支援は、少子化対策の上でも必要である。そ

この請願の趣旨は、第九二〇号と同じである。

して、退職後を含めた医療・介護・年金制度の充実を持続可能な制度として確立することは、老後を安心して暮らすために極めて重要なことである。また、そのためには女性の雇用促進・労働環境の整備と将来の担い手である若者の就労保障等生活の安定を図るための政策を緊急に進める必要がある。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、年金支給開始年齢の引上げに伴う定年年齢延長の制度確立と定年まで意欲を持つて教育活動に携わることでできる環境の整備を進めること。

第一〇七九号 平成二十五年十一月二十九日受理

年金支給開始年齢の引上げに伴う定年年齢延長の制度確立と定年まで意欲を持つて教育活動に携わることでできる環境の整備に関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町 森部幸人
外四千二百五十五名

紹介議員 尾立 源幸君

この請願の趣旨は、第一〇七八号と同じである。

第一〇八〇号 平成二十五年十一月二十九日受理

年金支給開始年齢の引上げに伴う定年年齢延長の制度確立と定年まで意欲を持つて教育活動に携わることでできる環境の整備に関する請願

請願者 福岡市 一般財団法人福岡県教職員互助会理事長 杉光誠 外二千六百四十三名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一〇七八号と同じである。